

事務連絡
令和2年4月8日

各都道府県・市町村
消費者行政担当部局 各位

消費者庁地方協力課

「消費者ホットライン188」の認知度向上に向けた広報に係るご協力依頼

平素より、消費者行政の推進にあたり格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

消費者庁では、消費者トラブルに遭った際に、身近な消費生活相談窓口を案内する全国共通の3桁の電話番号「消費者ホットライン188」の普及啓発に努めておりますが、未だ認知度が十分に上がっているとは言えない状況です。

消費者被害の未然防止・拡大防止のためには、より多くの消費者に「188」を知って頂くことが必要ですので、消費者月間であり、「消費者ホットライン188の日」（5月18日）※を含む5月から6月にかけて、集中的な広報を行いたいと考えております。

つきましては、各地方公共団体におかれましても「消費者ホットライン188」の普及啓発にご協力頂きますようお願い申し上げます。なお、ご協力頂いた際にはその旨下記アドレスまで共有いただけると幸いです。

記

1. ご協力いただきたい事項

以下の啓発ツールを活用し、「消費者ホットライン188」の普及啓発へのご協力をお願い致します。なお、集中広報にご協力いただく際の「消費者ホットライン188イメージキャラクター イヤヤン」の利用につきましては、6月末までの利用に限り、利用申請を不要といたします

2. 啓発ツール

(1) 広報誌等への掲載

ご参考までに掲載案（別添1）をお送りいたしますので、ご活用ください。

(2) 動画の放映（パブリックスペース（市役所の待合、公共施設等））

- ・種類：縦型と横型それぞれ60秒動画1種、15秒動画4種
- ・ファイル形式：MP4, MOV 及び WMV

(3) ポスター

- ・種類：1種類，サイズ：A2

(4) チラシ

- ・種類：2種類，サイズ：A4

＊(2)～(4)の詳細については、別添2「提供可能な広報ツール」をご確認ください。

※ 消費者庁では、「消費者月間」の「5」月に、188の頭二桁「18」を合わせて、5月18日を「消費者ホットライン188の日」として、令和元年に制定いたしました。

【本件のお問い合わせ先】

消費者庁地方協力課 消費者ホットライン担当

Tel:03-3507-9190/E-mail : g.hotline188@caa.go.jp

(掲載案)

消費者ホットライン 188 とは？

消費者ホットライン188（局番なし）は、お近くの消費生活センター等の消費生活相談窓口をご案内することにより、消費生活相談の最初の一步をお手伝いするものです。

「悪質商法等による被害にあった」「ある製品を使ってけがをしてしまった」などの消費者トラブルで困っていませんか？

「新型コロナウイルスが水道水に混ざっている可能性がある。調査に行くので、お宅の場所を教えてほしい」、「助成金があるので個人情報や口座情報を教えてほしい」などの新型コロナウイルスの感染拡大に関連したトラブルで困っていませんか？

そんなときは一人で悩まずに、全国どこからでも3桁の電話番号でつながる消費者ホットライン「188（いやや!）」にご相談ください。専門の相談員がトラブル解決を支援します。



一人で悩まず、まずは相談

大切なのは、すぐに相談することです
困ったときは、一人で抱え込まないで「消費者ホットライン「いやや」（局番なしの188）」までお電話を
『泣き寝入りは超いやや（188）！』で覚えてね

消費者庁 消費者ホットライン188イメージキャラクター
「イヤヤン」

○ご自由にアレンジしてご活用ください。

○イラストを利用する場合は、「消費者庁 消費者ホットライン188イメージキャラクター イヤヤン」の文字を必ず併記してください。

提供可能な広報ツール

〇イヤーンイラスト (画像形式: AI, JPEG, PNG, PDF)

A. イヤーン基本形 B. 電話を受けるイヤーン C. 手をあげるイヤーン



※イヤーンイラストを利用する際は、イラストの近くに「消費者庁 消費者ホットラインイメージキャラクター イヤーン」と記載してください。

〇動画 (動画形式: MP4, MOV, WMV)



※当庁ウェブサイトにて動画を確認できます
https://www.caa.go.jp/notice/pr_movie/

〇チラシ・ポスター

A. チラシ1 (A4サイズ) B. チラシ2 (A4サイズ) C. 青空ポスター (A2サイズ) D. 188の日 (データ提供のみ)



※「D. 188の日」につきましては、データでの提供のみです。

※A～Cにつきましては、当庁ウェブサイトからダウンロードも可能です。